

マンホールポンプ保守点検基準

西部地区

点検頻度	保守点検業務内容	摘 要
常 時	① 通報装置による緊急連絡体制の確保	通報装置設置箇所のみ対象
A 点 検 [11回/年を標準] HiCoPa、水神以外 のポンプ場 B 点 検 HiCoPa、水神の ポンプ場 [3回/年を標準]	① ポンプ運転状況 ・ 異常音、振動、電流値（ポンプを手動運転し、各計器類の指示値及び振動・騒音等により運転状況を把握） ② 現場操作盤 ・ 外観（汚損、損傷）、発熱 ・ 計器指示値、表示灯の状況 ・ 球切れ、断線、ゆるみ、ヒューズ切れの有無 ・ 通報装置、漏電遮断機の作動テスト ・ 運転データ（運転時間、電力量、運転電流値）の確認 ③ 記録他 ・ 運転データ（運転時間）の記録作成 ・ 点検記録報告書[写真を含む]作成	
C 点 検 [1回/年を標準]	① ポンプ ・ マンホール内及びポンプの簡易清掃 ・ 着脱装置の機能確認 ・ 腐食状態の確認 ・ 軸受部状態の確認 ・ 逆支弁の状態確認 ・ 圧送管吐出口の状態確認 ② 配管 ・ 漏水の有無、ジョイント部の接合状況 ③ 現場操作盤 ・ 絶縁及び接地抵抗値測定 ④ マンホール内状況 ・ スカム堆積、内壁状況、侵入水等の目視確認 ⑤ 水位計 ・ フリクト、レベルスイッチによるポンプの作動確認 ・ 水位指示計の誤差	A点検及びB点検の内容を含む
オ イ ル 交 換 [1回/年を標準]	① ポンプ ・ オイル交換（空気抜き清掃も含む）	
見 回 り 点 検 [1回/年を標準]	① ポンプ場から圧送先までの状況確認.特に橋梁添架等の露出している箇所は錆等の確認をすること。	
随 時 点 検 等	① 臨時点検 ② 簡易な故障の修理 ③ 点検設備周辺の清掃 ④ 異常発報機場の緊急対応 （停電時の同時複数箇所等の簡易な対応は、A点検とする。） ⑤ マンホール内の簡易清掃(水中ポンプ内の簡易な噛み込み物の除去を含む) ⑥ 現場操作盤周りの草刈り	発注者の指示により実施する

西部マンホールポンプ点検回数表

No	機場名	1年間の点検回数			備考
		A点検	B点検	C点検	
1	宮ノ馬場	11		1	
2	夜市中村		3	1	HiCoPa
3	友広			1	個人
4	押田			1	個人
5	東阿高	11		1	
6	元気村			1	個人
7	湯野下町		3	1	HiCoPa
8	佐古			1	個人
9	佐畑		3	1	HiCoPa
10	佐畑2		3	1	HiCoPa
11	市井木	11		1	
12	御姫西	11		1	
13	御姫東	11		1	
14	御姫東2	11		1	
15	新地	11		1	
16	平野1丁目3			1	個人
17	平野1丁目2			1	個人
18	平野1丁目1			1	個人
19	富田2丁目			1	個人
20	新堤町			1	個人
21	江田雨水	11		1	雨水
22	野村1丁目			1	個人
23	野村1丁目2		3	1	水神
24	川手	11		1	
25	大神	11		1	
26	大神5丁目			1	個人
27	大神5丁目2			1	個人
28	中溝		3	1	水神
29	富田2丁目2			1	個人
30	西枿町		3	1	水神
31	楠本			1	個人
32	十郎橋1	11		1	
33	十郎橋2	11		1	
34	十郎			1	個人
35	平木			1	個人
36	米光1	11		1	
37	米光2	11		1	
38	夏切2	11		1	

39	米光橋	11		1	
40	和田1	11		1	
41	和田2	11		1	
42	和田峠			1	個人
43	和田3	11		1	
44	和田中学校			1	個人
45	和田小学校			1	個人
46	夏切	11		1	
47	三作	11		1	
48	三作2	11		1	
49	高瀬1	11		1	
50	高瀬2	11		1	
51	高瀬3	11		1	
52	高瀬4	11		1	
53	高瀬5	11		1	
54	高瀬6	11		1	
55	高瀬7	11		1	
56	高瀬8	11		1	

330 21 56 個人:19箇所
30箇所 7箇所

停電時における発電機対応まとめ（ポンプ出力と対応発電機）

【注意】

汚水ポンプ場には通常2台のポンプが設置しており、高水位時には2台同時運転となる場合があります。また、ポンプ始動時には通常運転時の3倍の容量が必要となります。そのため、停電時に発電機で対応する場合のポンプ始動時は「定格出力×3倍×2台」となり、定格出力の6倍の容量を持つ発電機が必要となります。

しかし、本表は経済性や取り回し性を考慮し、定格出力の4倍の発電機が選定しております。そのため、高水位時などに2台同時運転を手動運転で操作する場合には、2台同時のポンプ始動ができないことから、**1台目が安定運転した後に2台目を始動する必要があります。**自動運転とする際にも、2台同時運転がかからないように操作盤のスイッチ設定を必ずしてください。

（西部地区）

ポンプ場名	台数	定格出力 (A)	(A) ×4	発電機
	[台]	[Kw]	[Kw]	[KVA]
【徳山(公共)地区】				
1 佐畑2	2	3.70	14.8	25
2 宮ノ馬場	2	1.50	6.0	
3 夜市中村	2	1.50	6.0	
4 東阿高	2	1.50	6.0	
5 佐畑1	2	0.75	3.0	
6 友広(個)	1	0.75	3.0	
7 押田(個)	1	0.75	3.0	

【新南陽(公共)地区】

1 大神	2	3.70	14.8	25
2 市井木	2	0.75	3.0	
3 御姫西	2	0.75	3.0	
4 御姫東1	2	0.75	3.0	
5 御姫東2	2	0.75	3.0	
6 野村1丁目(個)	2	0.75	3.0	
7 野村1丁目2(個)	2	0.15	0.6	
8 川手	2	0.75	3.0	
9 西樹町	2	0.40	1.6	
10 新地	2	0.40	1.6	
11 中溝	2	0.40	1.6	
12 平野1丁目3(個)	1	0.40	1.6	
13 平野1丁目2(個)	1	0.40	1.6	
14 平野1丁目1(個)	1	0.40	1.6	
15 富田2丁目2(個)	1	0.25	1.0	
16 富田2丁目(個)	1	0.40	1.6	
17 新堤町	1	0.40	1.6	
18 大神5丁目1(個)	1	0.40	1.6	
19 大神5丁目2(個)	1	0.40	1.6	
20 楠本(個)	2	0.15	0.6	

【徳山湯野(特環)地区】

1 湯野下町	2	0.75	3.0	25
2 元氣村(個)	2	1.50	6.0	
3 佐古(個)	1	1.00	4.0	

【新南陽北部(特環)地区】

1 米光2	2	5.50	22.0	25
2 米光1	2	2.20	8.8	
3 和田1	2	1.50	6.0	
4 和田2	2	1.50	6.0	
5 和田3	2	1.50	6.0	
6 夏切	2	1.50	6.0	
7 十郎橋1	2	0.75	3.0	
8 十郎橋2	2	0.75	3.0	
9 米光橋	2	0.75	3.0	
10 夏切2	2	0.75	3.0	
11 三作1	2	0.75	3.0	
12 三作2	2	0.75	3.0	
13 十郎(個)	2	0.75	3.0	
14 和田峠(個)	1	0.75	3.0	
15 和田中学校(個)	2	0.75	3.0	
16 和田小学校(個)	2	0.75	3.0	
17 平木(個)	1	0.40	1.6	

（鹿野地区）

R5.4現在

ポンプ場名	台数	定格出力 (A)	(A) ×4	発電機
	[台]	[Kw]	[Kw]	[KVA]
【鹿野(特環)地区】				
1 大泉3	2	7.50	30.0	45
2 垂門3	2	7.50	30.0	
3 大町1	2	5.50	22.0	
4 堤1	2	5.50	22.0	
5 東1	2	3.70	14.8	
6 本町2	2	3.70	14.8	
7 細野2	2	3.70	14.8	
8 大泉1	2	3.70	14.8	
9 堤2	2	3.70	14.8	
10 小泉1	2	2.20	8.8	25
11 細野1	2	1.50	6.0	
12 細野3	2	1.50	6.0	
13 大泉2	2	1.50	6.0	
14 垂門1	2	1.50	6.0	
15 垂門2	2	1.50	6.0	
16 小泉2	2	1.50	6.0	
17 古野	2	1.50	6.0	
18 田原	2	1.50	6.0	
19 本町1	2	1.50	6.0	
20 ゆめの台	2	1.50	6.0	
21 小泉3	2	0.75	3.0	
22 上ノ原	2	0.75	3.0	
23 せせらぎ	2	0.75	3.0	
24 大泉5	2	0.75	3.0	
25 下市1(個)	1	0.75	3.0	
26 小泉4(個)	1	0.75	3.0	
27 小泉5(個)	1	0.75	3.0	
28 上野1(個)	1	0.75	3.0	

（八代地区）

【八代(農排)地区】				
1 高代3	2	2.20	8.8	25
2 吉国2	2	2.20	8.8	
3 吉国1	2	2.20	8.8	
4 高代1	2	1.50	6.0	
5 吉国3	2	1.50	6.0	
6 八代市	2	0.75	3.0	
7 下魚切	2	0.75	3.0	
8 中魚切1	2	0.75	3.0	
9 中郷	2	0.75	3.0	
10 高代2	2	0.40	1.6	
11 中魚切2	2	0.40	1.6	
12 松尾	2	0.40	1.6	
13 下魚切2(個)	1	0.75	3.0	
14 河原畑(個)	1	0.75	3.0	
15 吉国4(個)	1	0.75	3.0	

【高瀬(農排)地区】

1 高瀬8	2	3.70	14.8	25
2 高瀬1	2	0.75	3.0	
3 高瀬2	2	0.75	3.0	
4 高瀬3	2	0.75	3.0	
5 高瀬4	2	0.75	3.0	
6 高瀬5	2	0.75	3.0	
7 高瀬6	2	0.75	3.0	
8 高瀬7	2	0.75	3.0	

※ 発電機は定格出力の4倍以上を選定。
始動時は定格出力の3倍が必要です。
(定格出力+定格出力×3=4倍)

(例) ポンプ出力5.5kw

1台目運転 始動後安定	2台目始動	合計	発電機	
5.5kw	5.5kw×3倍=16.5kw	22.0kw	< 25KVA	OK
1台目始動	2台目始動	合計	発電機	
16.5kw	16.5kw	27.2kw	> 25KVA < 45KVA	OUT OK

マンホールポンプ保守点検 写真管理基準

保守点検内容	撮影箇所	撮影頻度
A 点 検 B 点 検 C 点 検 オ イ ル 交 換	■ 撮影箇所 ①異常、破損、老朽化等により修繕が必要な箇所 ②オイル交換の作業状況 ③その他、発注者に報告が必要なもの ※A, B, C点検は問題がなければ写真管理は省略可とする。	①箇所毎 ②箇所毎 ③箇所毎
緊 急 対 応	■ 撮影箇所 ①緊急対応が必要となった原因及び状況 ②その他、発注者に報告が必要なもの	①箇所毎 ②箇所毎
簡 易 清 掃 詰まり防止清掃 制御盤周辺草刈	■ 撮影箇所 ①清掃(草刈)前と清掃(草刈)後 ②作業状況 ③その他、発注者に報告が必要なもの	①箇所毎 ②必要により ③箇所毎
見 回 り 点 検	■ 撮影箇所 ①橋梁添架部などの露出配管部分 ②圧送管理設部の路面状況など ③圧送管吐出先のマンホール内状況など ④異常、破損、老朽化等により修繕が必要な箇所 ⑤その他、発注者に報告が必要なもの	①箇所毎 ②必要により ③必要により ④箇所毎 ⑤箇所毎

マンホールポンプ保守点検業務委託特記仕様書

第1章 総 則

1. 総 則

- ① 本仕様書は、周南市上下水道局（以下「局」という。）の発注するマンホールポンプ保守点検業務委託（以下「業務」という。）に適用する。
- ② 業務の実施にあたっては、関連する関係諸法令及び条例等を遵守すること。
- ③ 受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び中小企業退職金共済法の規定により、雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入すること。
- ④ 業務の実施にあたり、事故が発生しないよう使用人等を含む業務作業者に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めること。
- ⑤ 本業務の委託期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

第2章 業務の内容

1. 目 的

- ①本業務は、局が所有する下水道マンホールポンプ施設及び下水道管渠（以下「施設」という。）の正常な機能を保持するため、保守点検、関係機器の管理及び簡易な清掃を行うことにより、故障等の発生を未然に防止すると共に、施設の円滑な運転を維持するために行うものである。

2. 施設からの異常通報及び緊急時は、直ちに保守点検対応を行うこと。

3. 業務場所

別紙「位置図」のとおりである。

4. 業務概要

別紙「マンホールポンプ保守点検基準」のとおりである。

第3章 提出書類

1. 受託者は、業務が完了したときは、すみやかに報告書を局へ提出すること。
2. 受託者は、契約終結後15日以内に通報装置に登録する連絡先（メールアドレス等）と連絡の優先順位を明示する書類を提出すること。
3. 通報装置で使用するID、パスワード等は業務関係者以外に開示しないこと。又、連絡先（担当者）が変更された場合、ただちに変更届を提出すること。

第4章 業務用材料等

1. 業務に必要な材料費及び非常通報通信の準備に係る費用は、原則として受託者の負担とする。

第5章 安全管理

1. 資格を有する作業を行う場合は、必ず有資格者を配置すること。
2. 点検、清掃時にはマンホール内への転落防止対策を講ずること。
3. 清掃時には、酸欠防止・硫化水素危険作業主任者を配置すること。
4. 作業箇所において、交通誘導の必要が認められる場合は、交通誘導員を配置すること。

第6章 定めなき事項

1. 本仕様書に定めない事項については、監督職員と協議し、その指示に従うものとする。

第7章 委託料の支払い

1. 委託料の支払いについては、前金払は無、部分払を年4回(1回/3ヶ月)とする。

第8章 その他

1. 作業箇所において、下水道施設に破損、不等沈下、腐食等の異常を発見した場合は、すみやかに監督職員に報告すること。
2. 設置しているマンホールポンプの使用がないと思われる場合、ポンプの停止、撤去等の対応を行うため監督職員に連絡すること。
3. 上記以外のことについては、監督職員の指示に従うこと。